

『社会保険未加入企業への年金事務所の対応が強化』

財務的な理由により、法人でありながら社会保険に未加入の企業も少なくない。社会保険に加入することは、単純計算で約15%の企業負担が発生するということを意味している。年収300万円の社員が10人在籍している企業では、新規加入により一気に約450万円の負担増になるわけだ。法律的には当然に加入の義務があるわけだが、これまではどこか「任意」での加入が許されると誤解させるほど、年金事務所の動きは鈍かった。しかし、ここに来て年金事務所からの圧力が急上昇している。従来は財務的に支払余力がないという理由で加入を先延ばしにするようなこともあったが、「自発的に加入しないのであれば、職権で2年遡って強制加入させる」といった強硬な姿勢を見せるケースも発生している。原則論で言えば、法的に加入の義務がある以上、年金事務所の措置は正しいとしか言い様がない。前述の例で言えば、仮に2年遡って加入させられたとしたら、その段階ですでに未納の保険料が約1,800万円（労働者負担分を含む）発生するというとんでもない事態になりかねない。

年金事務所から加入に関する呼び出しがあった場合、強制加入させられるかどうかはともかく、まずは誠実な対応をすべきだろう。

『交際費等の損金不算入制度 改正のあらまし—国税庁』

所得税法等の一部改正により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措置法61条の4）が改正され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることになった。主な改正点は二つ。

1. 交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は、損金の額に算入する。ただし、交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用で、法人税法上で整理・保存が義務づけられている帳簿書類に次の4つの事項を記載し、飲食費であることが明らかなることを要す。すなわち（1）飲食等のあった年月日（2）飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者等の氏名又は名称及びその関係（3）飲食費の額、その飲食店等の名称及びその所在地（4）その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項。また、一人当たり5千円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従来通り交際費には該当しない。2. 中小法人（資本金等の額が1億円以下）は、上記の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用できる。ここに定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額をいう。景気回復に資する改正である。

